

全国こども政策関係部局長会議

令和6年1月

こども家庭庁長官官房

参事官(会計担当)

1. こども家庭庁予算について

- (1) こども未来戦略について.....001
- (2) 令和5年度こども家庭庁補正予算について.....003
- (3) 令和6年度こども家庭庁当初予算案について.....005
- (4) 参考資料.....011

こども家庭庁予算について

こども家庭庁

こども未来戦略について

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 * 多子加算のカウント方法を見直し	

➔ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度化）

- ✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ①妊娠届出時（5万円相当）
- ②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

- ✓ 伴走型相談支援

様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

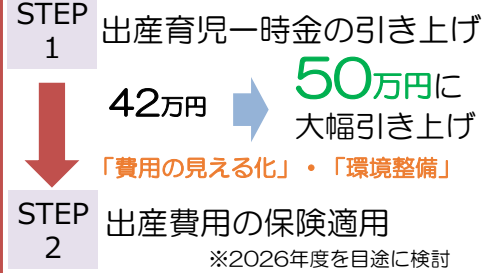
➔ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
 - ✓ フラット35の金利優遇
- 今後10年間で計30万戸

出産費用の軽減

実施中



高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

- 世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
- ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設

- 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）

- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

- 76年ぶりの配置改善：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1
- 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善
- 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

- ✓ 多様な支援ニーズへの対応

- 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
- 児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）

➔ 男性育休を当たり前に ※2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
• 業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため
給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
• 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 ➔ 支援策の内容は世界トップレベル

令和5年度こども家庭庁補正予算について

◆補正予算こども家庭庁予算総額 1,895億円

1. 「こども未来戦略方針」に基づく子育て支援のスピード感ある実行

1,433億円

- (1) 児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円
- (2) こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業 91億円
- (3) こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築 25億円
- (4) 乳幼児健診等の推進 25億円
- (5) こどもの居場所づくり支援 13億円
- (6) 多様な支援ニーズへの対応 61億円

【こどもの貧困】

- ▶地域こどもの生活支援強化事業
- ▶こどもの生活・学習支援事業の拡充

【虐待防止】

- ▶アウトリーチ支援・宅食事業
- ▶こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

【障害児・医療的ケア児支援】

- ▶地域障害児支援体制強化事業の拡充
- ▶医療的ケア児等総合支援事業の拡充
- ▶医療的ケア児保育支援事業の拡充

- (7) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に向けた戦略的広報 6億円
- (8) 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等 336億円
- (9) 放課後児童クラブの受け皿整備 21億円
- (10) 保育士等の処遇改善（特別会計） 620億円

(注) 補正予算こども家庭庁予算総額には特別会計の予算620億円を含む。

(注) 計数は、億円単位未満を四捨五入している。

2. こども・子育て支援の推進

346億円

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金 90億円
- (2) こどもデータ連携に係る実証事業 5億円
- (3) 保育の人材確保に向けた「保育士修学資金貸付等事業」 41億円
- (4) ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 25億円
- (5) ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業 2億円
- (6) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 3億円
- (7) 児童福祉施設や障害児施設等の施設整備 62億円
- (8) 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善 42億円

3. こども政策DXの推進

93億円

- (1) 母子保健デジタル化実証事業 8億円
- (2) 保育所等におけるICT化推進等事業 29億円
- (3) 児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業 20億円
- (4) こども政策DXの実現に向けた実証事業 10億円

4. 性被害防止といじめ防止対策の強化

24億円

- (1) 教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進 1億円
- (2) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 19億円
- (3) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証 4億円

令和6年度こども家庭庁当初予算案について

令和6年度 こども家庭庁予算の全体像

- 令和6年度のこども家庭庁予算は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、大きな一歩を踏み出す予算。
- 一般会計と特別会計の合計は、前年度比0.5兆円増（+10%）の5.3兆円。
- これに育児休業給付の令和4年度からの増分を加えた額は、令和4年度のこども家庭庁予算（4.7兆円）との比較で0.7兆円の増加（+15%）。

（注）労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付は、2025年度に、こども家庭庁の下に創設されるこども・子育て支援特別会計（仮称）に統合。

（参考）こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅲ-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

○ また、「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。

区 分	令和5年度予算	令和6年度予算	対前年度比
一 般 会 計	39,691億円	41,457億円	+1,766億円
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定 ^(注1)	8,413 億円	11,375億円	+2,962億円
合 計	48,104億円	52,832億円	+4,728億円

（参考）

育児休業給付 (労働保険特別会計雇用勘定)	7,625億円	8,555億円	+931億円
--------------------------	---------	---------	--------

（注1）一般会計からの繰入れを除いた計数。

（注2）令和4年度予算のこども家庭庁予算は4兆6,871億円、育児休業給付の予算は7,300億円。

（注3）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

（注4）上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。

（注5）計数整理の結果、異動を生じることがある。

令和6年度予算における加速化プランの主な施策

➤ 令和6年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和6年度までの充実額は累計0.8兆円程度（国・地方の事業費ベースで1.1兆円程度）。

（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで1.3兆円程度。

主な施策	令和6年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第3子以降3万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（+3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時5万円相当、出産届時5万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（+254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（+127億円）
⑤4・5歳児の職員配置基準の改善 ・30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（+669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は+5.2%）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（+228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（+7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（+90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（+207億円） 等

（注1）予算額は一般会計と特別会計の合計。

（注2）加速化プランによる充実額は上記の内数。

（注3）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

令和6年度 こども家庭庁関連予算のポイント

計数は令和6年度当初予算案、()内は令和5年度当初予算額

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

(1) こどもまんなか社会の実現 6億円(5億円)

- こども・若者の意見聴取と政策への反映
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- こども政策DX推進体制強化事業

2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

(1) 地域の実情や課題に応じた少子化対策 10億円(10億円)

- 地域少子化対策重点推進交付金

(2) 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 786億円(532億円)

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施(出産・子育て応援交付金)
- 産後ケア事業の実施体制の強化
- 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

(3) 高等教育の無償化 5,438億円(5,311億円)

- 高等教育の修学支援新制度の実施

3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

(1) 総合的な子育て支援 3兆8,169億円(3兆4,115億円)

- 児童手当の抜本的拡充
- 4・5歳児の職員配置基準の改善
- 保育士等の処遇改善
- 保育の受け皿整備・保育人材の確保

(2) 地域の子ども・子育て支援 2,284億円の内数(2,073億円の内数)

- 放課後児童クラブの受け皿整備の推進
- 放課後児童クラブの常勤職員配置の改善
- 病児保育の基本単価分の引上げ
- 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

(1) こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等 1,673億円(1,665億円)

- 児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の増額)
- 児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和
- ひとり親家庭の就業支援・自立支援の強化
- 養育費確保支援の強化

(2) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等 3,829億円の内数(3,538億円の内数)

- 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組(再掲)
- 一時保護施設や児童養護施設等の環境改善
- こども若者シェルターの確保による相談支援等の実施
- 家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進
- 支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援
- ヤングケアラー相談支援体制の充実

(3) 障害児・医療的ケア児支援等 4,989億円の内数(4,813億円の内数)

- 質の高い支援の提供
- 地域社会の参加・包摂の推進
- 地域の支援体制の強化

(4) こどもの自殺対策 0.6億円(0億円)

- 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

(注) デジタル庁一括計上予算を含む。

こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

令和5年12月22日
総務省公表資料より抜粋

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

放課後児童クラブに対する独自の支援

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

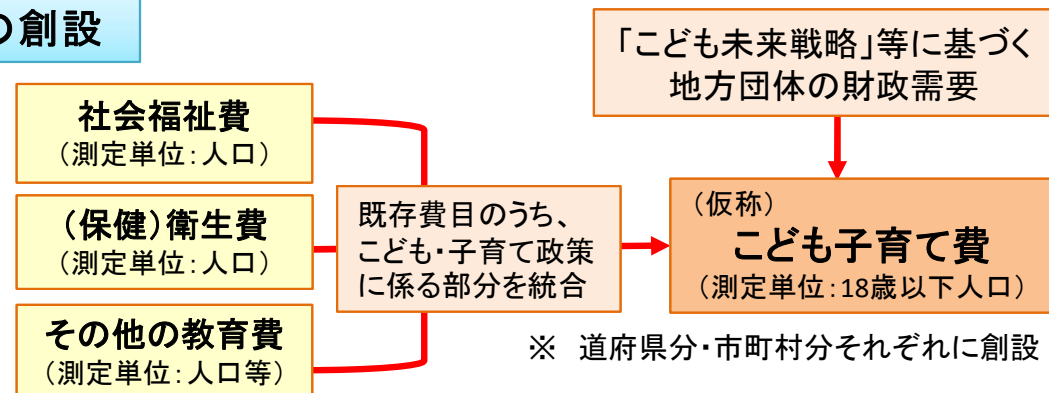
ひとり親家庭等への支援

こどもの居場所づくりへの支援

結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- （例）
- ・ 子育て相談室
 - ・ あそびの広場
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



（相談室）



（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- （例）
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ 園庭の整備（芝生化）
 - ・ トイレの洋式化



（トイレ環境改善）



（園庭の整備、改修）

2. 地方財政措置

充当率：90%

交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

参考資料
(令和5年度こども家庭庁補正予算)

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行① ～児童手当の隔月支給化と抜本的拡充に係る初回支給の前倒し～

概要

- 「加速化プラン」に基づく児童手当の抜本的拡充(※)について、子育て世帯の方により迅速に、かつきめ細かく支給する観点から、次の2つの見直しを行う。
 - ①これまで年3回の支給としていたものを、年6回とする。
 - ②これとあわせて、拡充後の初回支給を令和7年2月から来年12月に前倒し、年内に給付が届くようにする。
- ※所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、多子加算の増額(第3子以降3万円)
- これに伴い、低所得のひとり親家庭は、毎月何らかの給付(児童手当又は児童扶養手当)を受けられることとなる。(次頁参照)

児童手当拡充に向けたシステム整備等

- 上記の前倒しにかかる地方公共団体の準備を着実に進めるため、児童手当の抜本的拡充に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。

232億円

(参考)政府与党政策懇談会における岸田総理の御発言(令和5年10月26日)

- 児童手当の抜本的拡充の実施が来年10月に予定されています。再来年2月の支払開始とされていたところ、児童手当の支払月を隔月の年6回とする法改正をあわせて行い、拡充後の初回支給を来年12月に前倒ししたいと考えており、このことも今般の総合経済対策に盛り込ませていただきたいと思います。
- 今般、高校生や児童手当制度の現行の所得制限外の子供も含めて、来年6月から一人につき4万円の定額減税を行うことは、実質的に児童手当の抜本的拡充を更に前倒しする効果も持つものであります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
イベント	入学・進級				夏休み				年末年始			
現 行	(児童手当) ◎		◎				◎				◎	
	(児童扶養 手当) ●	●		●		●		●		●		●
見直し後	(児童手当) ◎		◎		◎		◎		◎		◎	
	(児童扶養 手当) ●	●		●		●		●		●		●

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行② ～加速化プラン等の前倒し～

施策	概要	国費	公費
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。 ・事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。 ・「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。 ・対象児童：保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児 	91億円	114億円
乳幼児健診等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3～6か月頃」及び「9～11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。 ➤ こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。 ②「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ※SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。 ※SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。 	25億円	50億円
こどもの居場所づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 居場所を求めるこどもを居場所につなげるなど地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートしたりする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。 ➤ NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施する。 例：同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施 障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設 	13億円	24億円

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行② ～加速化プラン等の前倒し～

施策	概要	国費	公費
多様な支援ニーズへの対応		61億円	106億円
こどもの貧困	<p>①地域こどもの生活支援強化事業（13億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。 <p>②こどもの生活・学習支援事業の拡充（3.7億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験費用等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。 <p>③虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援（2.7億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。 	19億円	29億円
虐待防止	<p>①アウトリーチ支援・宅食事業（7.5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化することで、こどもの状況把握を継続的にを行い、必要な支援につなげる。 <p>②こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備（2.2億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における相談員や専門人材の配置を支援。 <p>③児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援（2.5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築のための取組を実施するとともに、児童相談所への定着支援アドバイザーの配置やVR等を活用した研修システムの作成等、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。 	12億円	19億円
障害児・医療的ケア児支援	<p>①地域障害児支援体制強化事業の拡充（15億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。 <p>②医療的ケア児等総合支援事業の拡充（7.6億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。 <p>③医療的ケア児保育支援事業の拡充（5.2億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療的ケア児の受入れ体制整備として、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を支援するほか、災害時における確実な電源確保や医療的ケア児の個別性に着目した備品整備等の支援を行う。 <p>④地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業（1.4億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。 <p>⑤地域支援体制整備サポート事業（0.5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることで地域の障害児支援体制の整備を促進する。 	30億円	57億円

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円

B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円

C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円

D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円

E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業

令和5年度補正予算：15億円

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、事後相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに適切に療育につなげることができるよう、都道府県とも協力しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診）
② 3,000円/人（原則として集団健診）

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

令和5年度補正予算：10億円

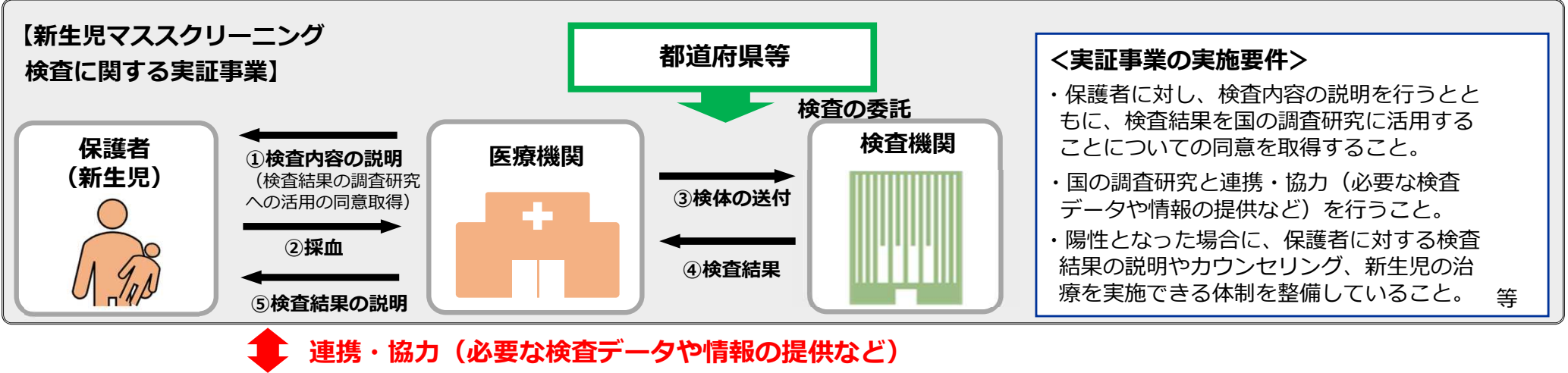
1 事業の目的

- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。
- （※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：こども家庭庁が必要と認める額
- ※検査に関する説明等を含む。

こどもの居場所づくり支援体制強化事業

令和5年度補正予算：13億円

1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設 等

3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円
1 特別区・中核市あたり 3,434千円
1 市町村あたり 1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円
1 特別区・中核市あたり 3,885千円
1 市町村あたり 2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）
10,259千円（2名配置の場合）
5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。

地域こどもの生活支援強化事業

令和5年度補正予算：13億円

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
 - 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
 - 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。
- ※ 令和5年度より「こどもの生活・学習支援事業」において実施している連携体制整備・食事の提供にかかる費用については、本事業において実施。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

- こどもの生活支援強化事業
（補助基準額：最大8,502千円）

- ア 食事や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品の提供（文房具や生理用品等）を行う事業
 - イ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業
 - ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
 - エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせ実施

- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



子ども用品の提供



発見

連携

市区町村

子ども家庭センター

支援が必要な子ども

学校・教育委員会

要保護児童
対策地域協
議会

地方自治体

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

②模試費用

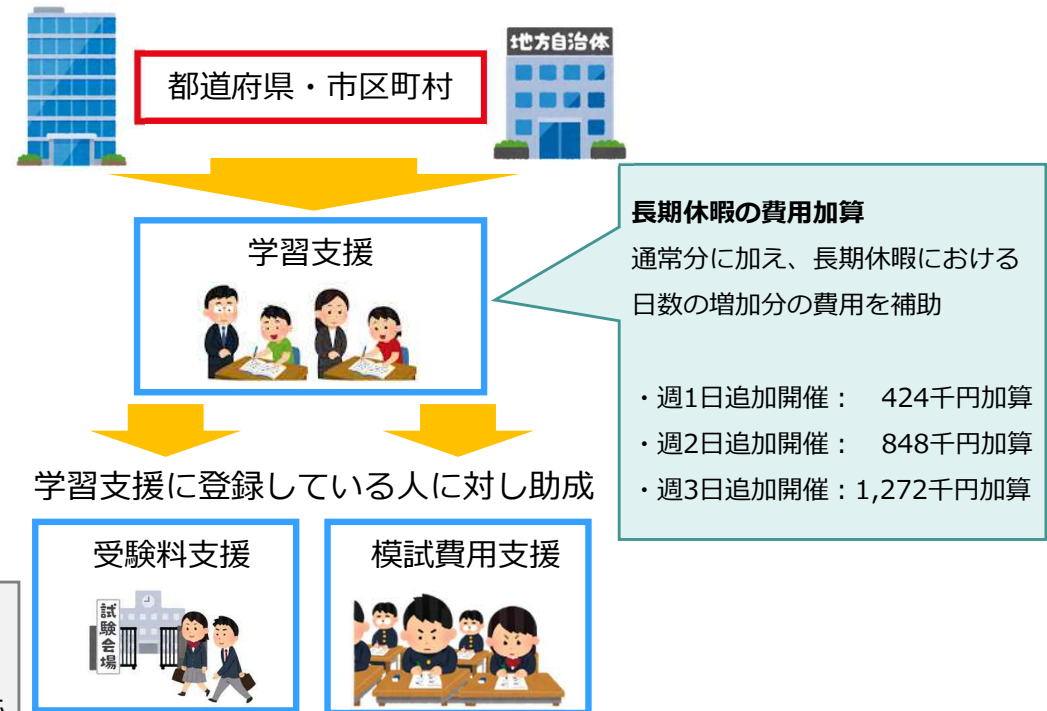
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

- ※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
- ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 - イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4

アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村
- ② 都道府県

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当することも担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

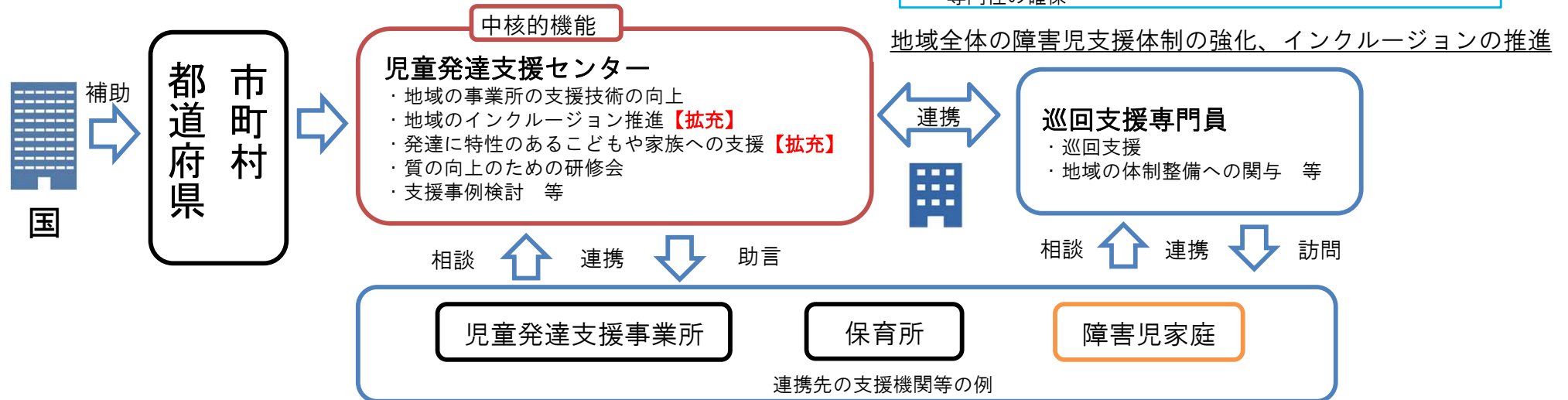
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

都道府県・市町村

4 補助率

市町村事業：国1/2、市町村1/2
都道府県事業：国1/2、都道府県1/2

5 拡充内容

- 地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組の推進。
- 乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組の推進。

医療的ケア児等総合支援事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数＞

令和5年度補正予算

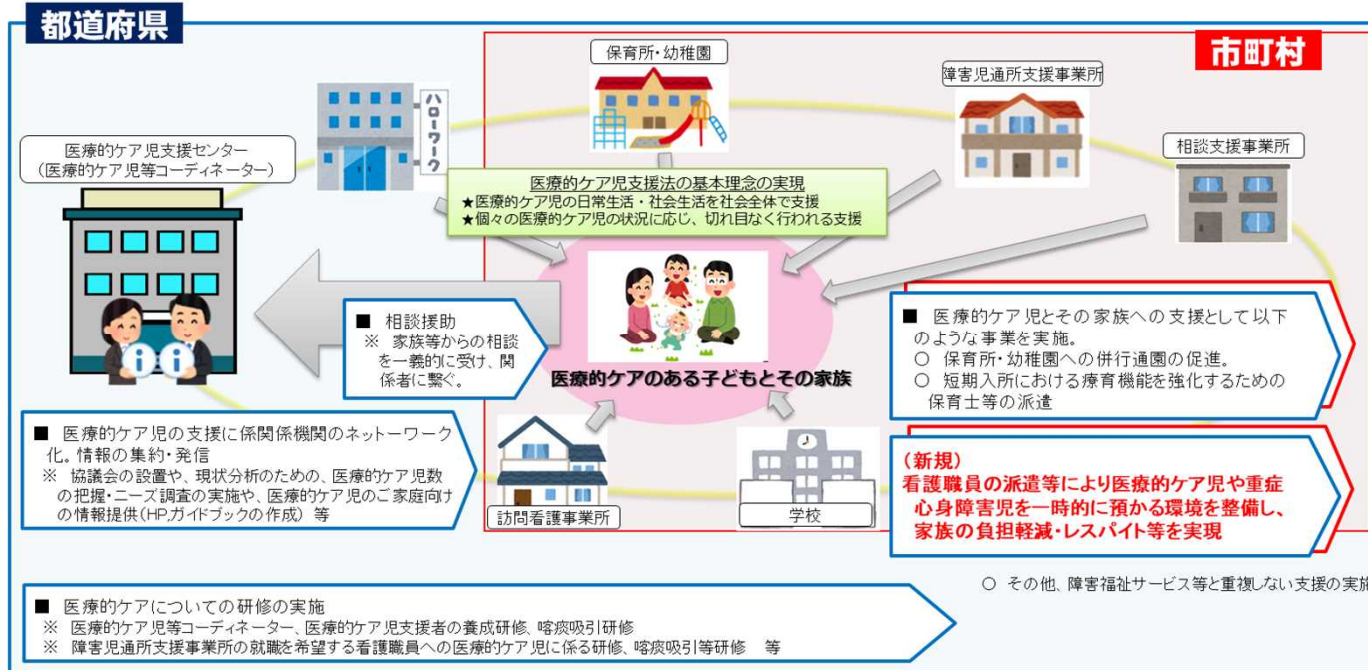
7.6億円

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体

都道府県・市町村

※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

4 補助率

国 1/2、都道府県 1/2
又は市町村 1/2

5 拡充内容

- 家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備する。

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業 (補助率: 2/3、3/4)

(補助率3/4で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化

・**地域の結婚支援ボランティア・事業者等
を活用した伴走型結婚支援の充実**

・**客観データ等に基づく地域課題の
分析を踏まえた結婚支援推進
モデル事業**

- ・若い世代向けの総合的なライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援



結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率: 3/4)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率: 1/2、2/3)

(補助率2/3で支援するもの)

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・**地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成**
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・**子育て家庭やこどもの触れ合い体験事業**
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業 (補助率: 1/2、2/3)

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活を経済的に支援(家賃、引越費用等を補助)する取組)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース (補助率: 2/3)

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円

○ 一般コース (補助率: 1/2)

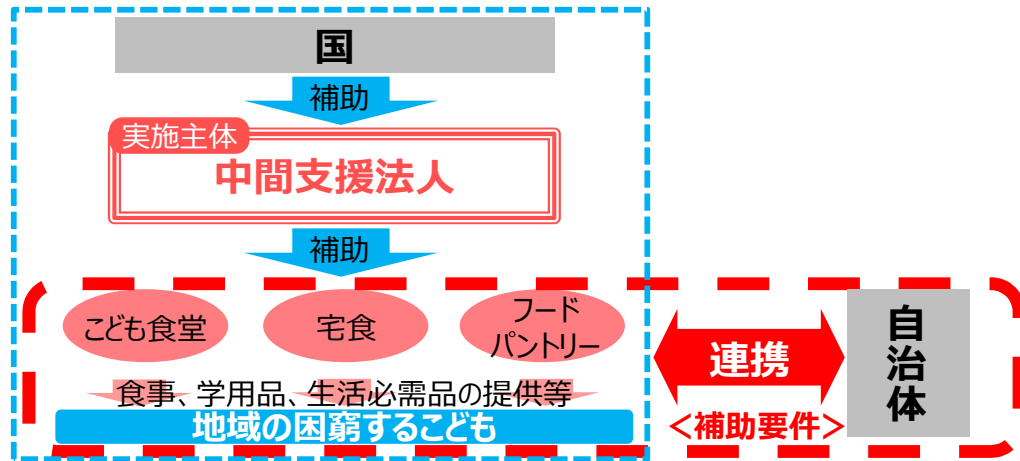
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
39歳以下(上記を除く) 30万円



ひとり親家庭等の支援

□ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援（25億円）

- ・こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。

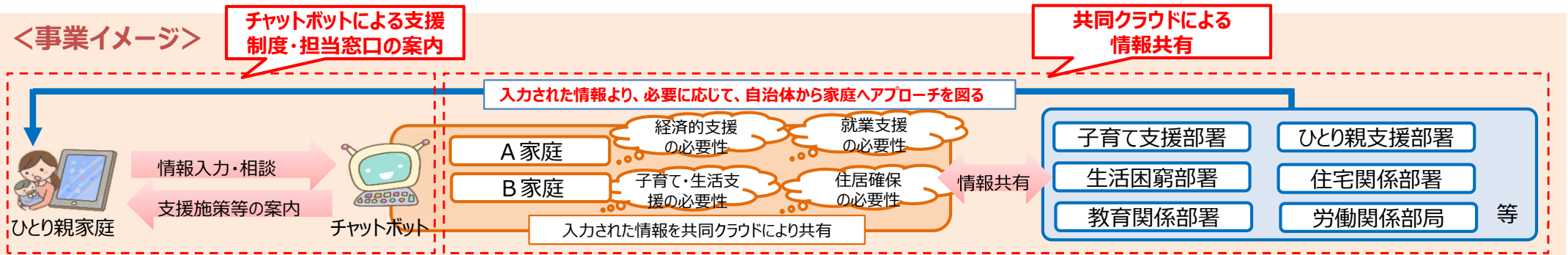


《実際のこども食堂の様子》



□ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化（2億円）

- ・ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、ひとり親家庭等が必要な支援制度に的確にたどりつけるようにすることが課題となっている。
- ・このため、チャットボットを活用して相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内などを行う地方自治体を支援し、相談機能の強化を図る。



こども政策DXの推進

母子保健デジタル化実証事業（8億円）

- ・マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に向け、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤（Public Medical Hub）の機能追加・拡充を目指し、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

保育所等におけるICT化推進等事業（29億円）

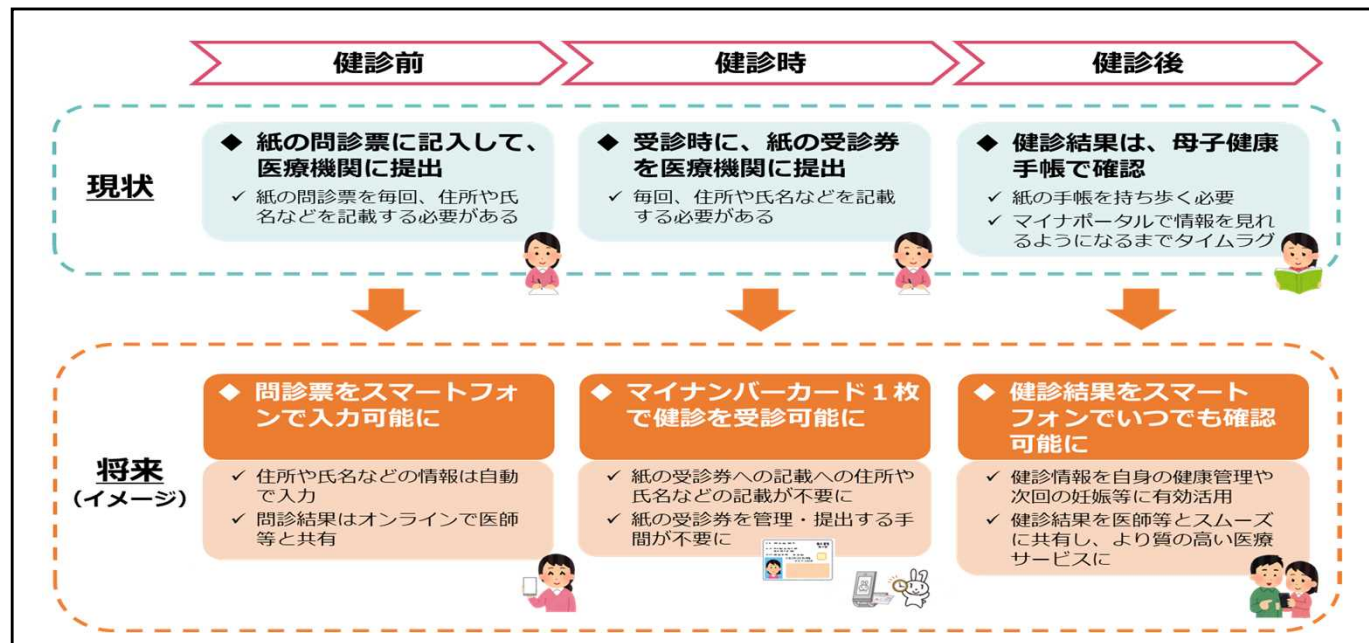
- ・保育士の業務負担軽減に向け、登降園管理、保護者との連絡等に加え、実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援する。さらに、保育所等におけるICT化を推進するため、自治体において、ICT事業者や保育事業者などで構成される協議会を設置し、域内保育所のシステム導入促進のための取組を行っている場合に補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。

こども政策DXの実現に向けた実証事業（10億円）

- ・モデル事業や調査研究を通じ、地方公共団体や保育施設等における行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等の取組を実証的に行う。

《母子保健のデジタル化で将来的に目指すイメージ》

《保育所等におけるICT化》



性被害防止といじめ防止対策の強化

□ 教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進（1億円）

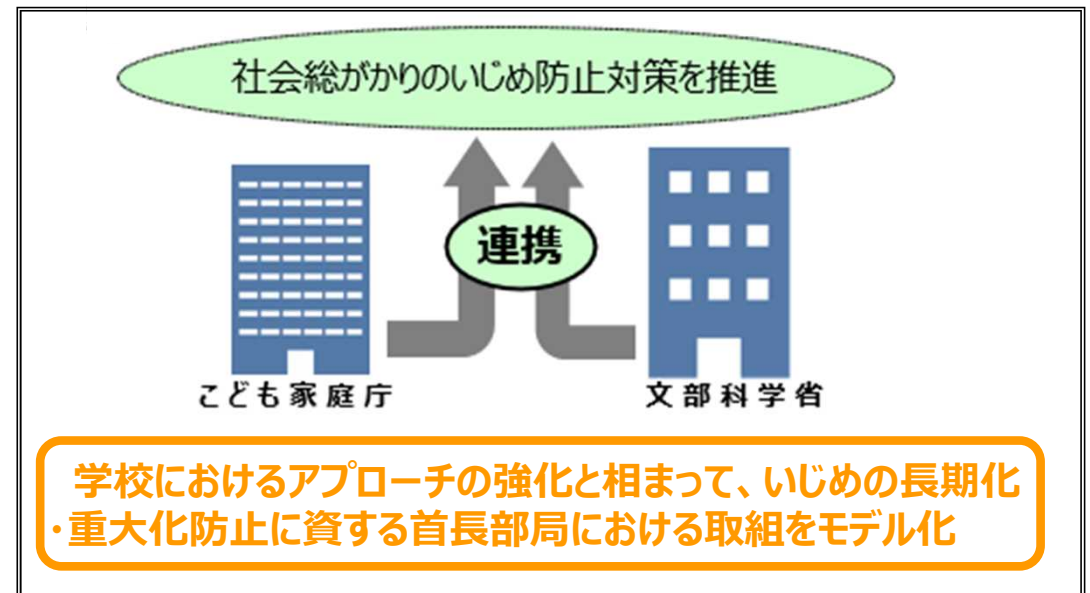
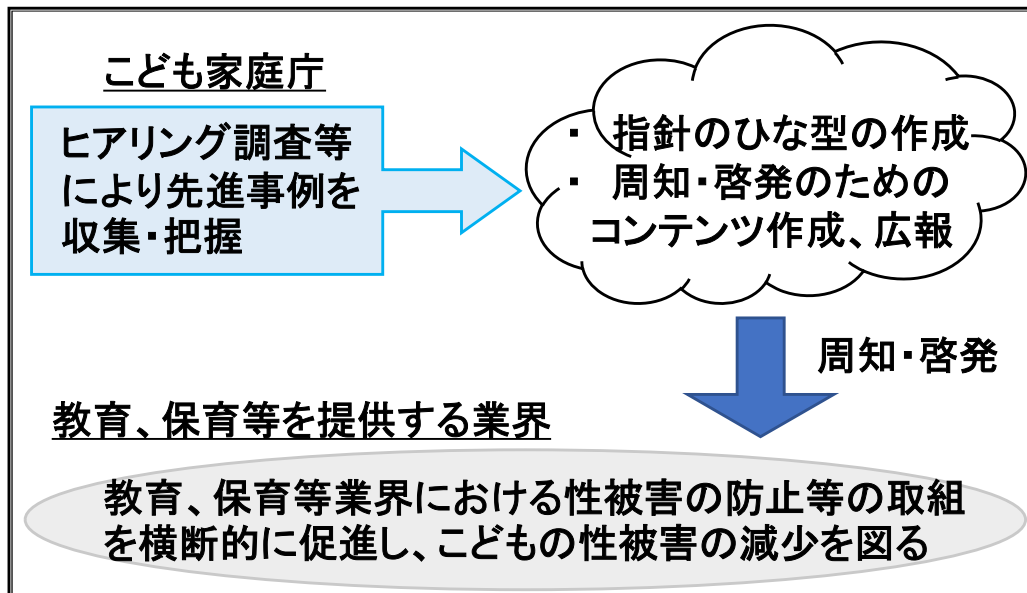
- ・教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を促進するための先進事例の収集・把握、それらを基にした指針のひな型の作成、これらを周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報を検討・実施する。

□ 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援（19億円）

- ・保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護のパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や保育状況等の説明要望等に応えるカメラ等の設置支援を行う。

□ 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（4億円）

- ・文部科学省等と連携し、いじめ防止対策を強化するため、地方公共団体の首長部局において、専門家等を活用し、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証に取り組む。



第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

6. 包摂社会の実現

年齢、性別、障害の有無、就業形態を問わず、全ての人が生きがいを感じ、生涯を通じて、学び、自らの生き方・働き方を選択できる社会の実現に取り組む。

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

2024年10月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、児童手当の支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒す。

全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行う。こどもの居場所づくりのため、地方公共団体や民間団体における安定的で質の高い居場所の運営、地方公共団体による「こどもの居場所づくりコーディネーター」(仮称)の採用・育成を支援する。

こどもの貧困を解消するため、ひとり親家庭等のこどもに対し、こども食堂など、気軽に立ち寄れる場を提供する地方公共団体を支援する。併せて、学習支援を拡充し、受験料等への支援を行うことにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。

児童虐待を防止するため、地方公共団体による宅食等アウトリーチ型の支援を強化し、必要な支援につなげる。こどもからのSOSを受け止められる体制を整備するため、2024年4月から設置が努力義務となるこども家庭センターにおける職員の配置や、専門人材の活用を支援する。

2024年4月からの改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターを中心とした地域全体の障害児支援体制の強化や医療的ケア児の一時預かりの環境整備に取り組む。

こども・子育てに対する社会の意識改革を進めるため、「こども未来戦略方針」に基づく「こどもまんなかアクション」を展開するとともに、国民全体の機運醸成に向けた情報発信を行う。育児休業を支える体制整備を行う中小企業において、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成を行うなど、支援を強化する。待機児童の早期解消に向け、保育所や放課後児童クラブ等の受け皿整備を進める。

(参考) デフレ完全脱却のための総合経済対策(抄) (令和5年11月2日閣議決定)

これらに加え、地方公共団体が行う結婚支援や子育て支援の取組を推進する。プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実現するため、教育や福祉のデータを分野を超えて連携させる「こどもデータ連携」の実証事業を実施し、地方公共団体が参照できるガイドラインを早期に策定する。保育人材を確保するため、地方公共団体で実施している保育士志望の学生に対する学費の貸付支援を行う。

ひとり親家庭等の支援を強化する観点から、専門人材や地方公共団体を始めとする関係機関と連携しつつ、こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組を支援する。ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築を支援する。

児童養護施設退所者の自立を支援するため、家賃相当額等の貸付を行う。児童福祉施設や障害児施設の整備を進める。

施策例

- ・こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業(こども家庭庁)
- ・「1か月児」及び「5歳児」に対する乳幼児健診等の推進(こども家庭庁)
- ・こどもの居場所づくり支援体制強化事業(こども家庭庁)
- ・ひとり親家庭のこどもに、こども食堂など気軽に立ち寄れる場を提供する「地域こどもの生活支援強化事業」(こども家庭庁)
- ・こどもの生活・学習支援事業(こども家庭庁)
- ・こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備(こども家庭庁)
- ・地域障害児支援体制強化事業(こども家庭庁)、地域支援体制整備サポート事業(仮称)(こども家庭庁)
- ・医療的ケア児等総合支援事業(こども家庭庁)
- ・医療的ケア児保育支援事業(こども家庭庁)
- ・こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革(こども家庭庁)
- ・両立支援等助成金の拡充(育休中等業務代替支援コース(仮称)の新設)(厚生労働省)
- ・待機児童の解消に向けた「保育所等整備事業」(こども家庭庁)
- ・放課後児童クラブ整備促進事業(こども家庭庁)
- ・地方公共団体の結婚や子育てに関する取組を支援する「地域少子化対策重点推進交付金」(こども家庭庁)
- ・こどもデータ連携に係る実証事業(こども家庭庁)
- ・保育人材の確保に向けた「保育士修学資金貸付等事業」(こども家庭庁)
- ・ひとり親家庭を含む要支援世帯に向けた「こどもの食事等支援事業」及び「ワンストップ相談体制強化事業」(こども家庭庁)
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(こども家庭庁)
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金(こども家庭庁)
- ・「こどもまんなかまちづくり」の実現に向けた子育てにやさしい住まいの支援(国土交通省)

等

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

2. デジタル行財政改革

(1) 主な改革への取組(抄)

デジタル行財政改革の方針に沿って、まず、教育、交通、介護等、子育て・児童福祉、防災、インバウンド・観光、スタートアップの成長促進について、公共サービスの維持・強化と地方の活性化を図るため、予算事業と制度・規制の見直しを一体的に進める。その際、デジタル完結の原則に則り、業務やネットワーク、システムを改善し、業務の効率化と質の向上につなげる。

(子育て)

こども政策DXによるプッシュ型子育て支援の実現に向けて、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤の導入自治体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

保育士の業務負担軽減に向け、保育所の登降園の管理や保育士と保護者との連絡等について、業務システムの導入の支援に加え、保育現場全体の更なるDXの推進に向けた調査研究を行う。

児童福祉に係る現場職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXを進める。

施策例

- ・こども政策DXの実現に向けた実証事業(こども家庭庁33)
- ・保育所等におけるICT化等推進等事業(こども家庭庁10)
- ・母子保健デジタル化実証事業(こども家庭庁23)
- ・児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業(こども家庭庁33)

第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

3. 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

(1) 国民の安全・安心の確保(抄)

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状を踏まえ、本年7月にとりまとめた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく対策を加速する。

具体的には、教育・保育業界における性被害防止の取組を促進するため、先進事例を周知するとともに、業界のガイドライン(指針)の作成を支援する。保育所等における性犯罪防止対策のため、プライバシー保護のパーテーションや保護者の安心に応えるカメラ等の設置支援を行う。併せて、相談支援や被害者支援を強化するため、SNS相談の推進や夜間休日に相談可能なコールセンターの設置を行うとともに、ワンストップ支援センター等における、多様な被害者への支援等に係る体制強化を促進する。

不登校児童生徒の心や体調の変化へ早期の対処を図るため、1人1台端末を活用した「心の健康観察」の導入を支援する。不登校児童生徒の学びの継続を支援するため、自分のクラスに入りづらい児童生徒のための校内教育支援センターの設置を支援する。いじめ防止対策を強化するため、関係機関が緊密に連携し、学校外からのアプローチの開発・実証に取り組む。

施策例

- ・教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進(こども家庭庁25)
- ・保育所等における性犯罪防止対策に係る設備等支援(こども家庭庁7)
- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(こども家庭庁31) <再掲>

参考資料

(令和6年度こども家庭庁当初予算案)

児童手当制度の概要

1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円（※）、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案（検討中）の内容																																																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																																																												
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																												
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																												
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																												
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月） （各前月までの2カ月分を支払）																																																												
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満 特例給付 （所得制限以上）</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 特例給付 （所得制限以上）</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 特例給付 （所得制限以上）	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	3歳以降 特例給付 （所得制限以上）			2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10				2/15	3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10				2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	事業主	国	国	地方																																																										
3歳未満 特例給付 （所得制限以上）	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
3歳以降 特例給付 （所得制限以上）			2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																										
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																									
				2/15																																																										
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																									
				2/9																																																										

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和5年度補正予算で計上。（232億円、補助率10/10）

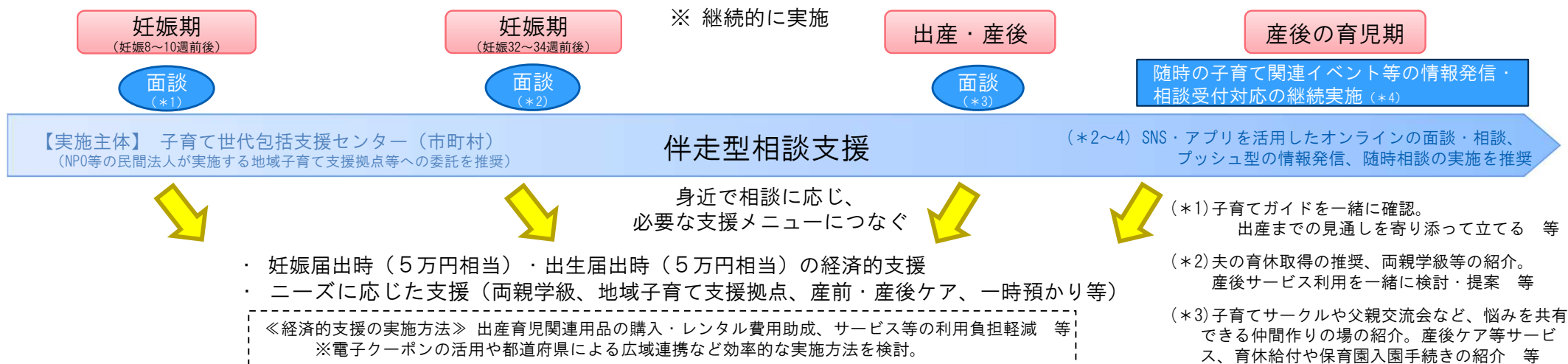
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を確保する。

5 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

1. 施策の概要

- 住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、高等教育の無償化を実現。それに準ずる世帯の学生等についても段階的な支援を実施。
- 令和6年度からは対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大。

2. 施策の内容

◆**対象の学校種** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆**対象の学生** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯 (年収目安:300万、380万、600万円) の学生等
 (新たに設定される第4区分 (年収目安:600万円) は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)
 (準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第4区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援)

◆**支援の内容** 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

◆支援対象者及び大学等の要件

- 個人要件
 - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件 (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
 - …学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

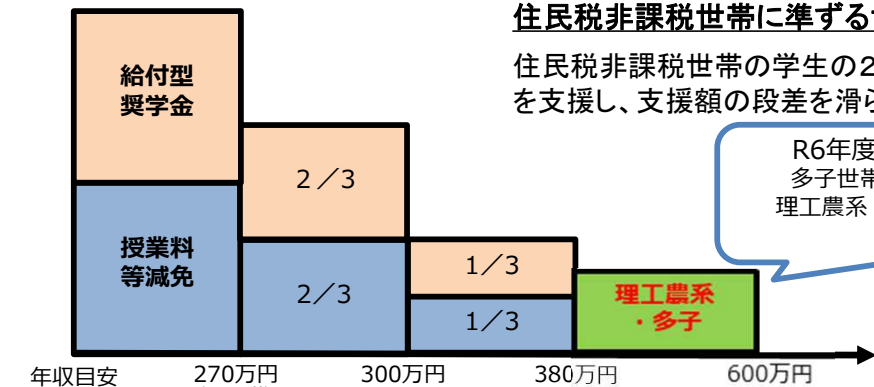
○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに

R6年度から対象を拡大
 多子世帯：全額支援の1/4
 理工農系：文系との授業料差額に着目した支援



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は四捨五入した数値

3. 実施主体等

◆**実施主体** :【学資支給補助金】(独)日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆**補助率** :【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

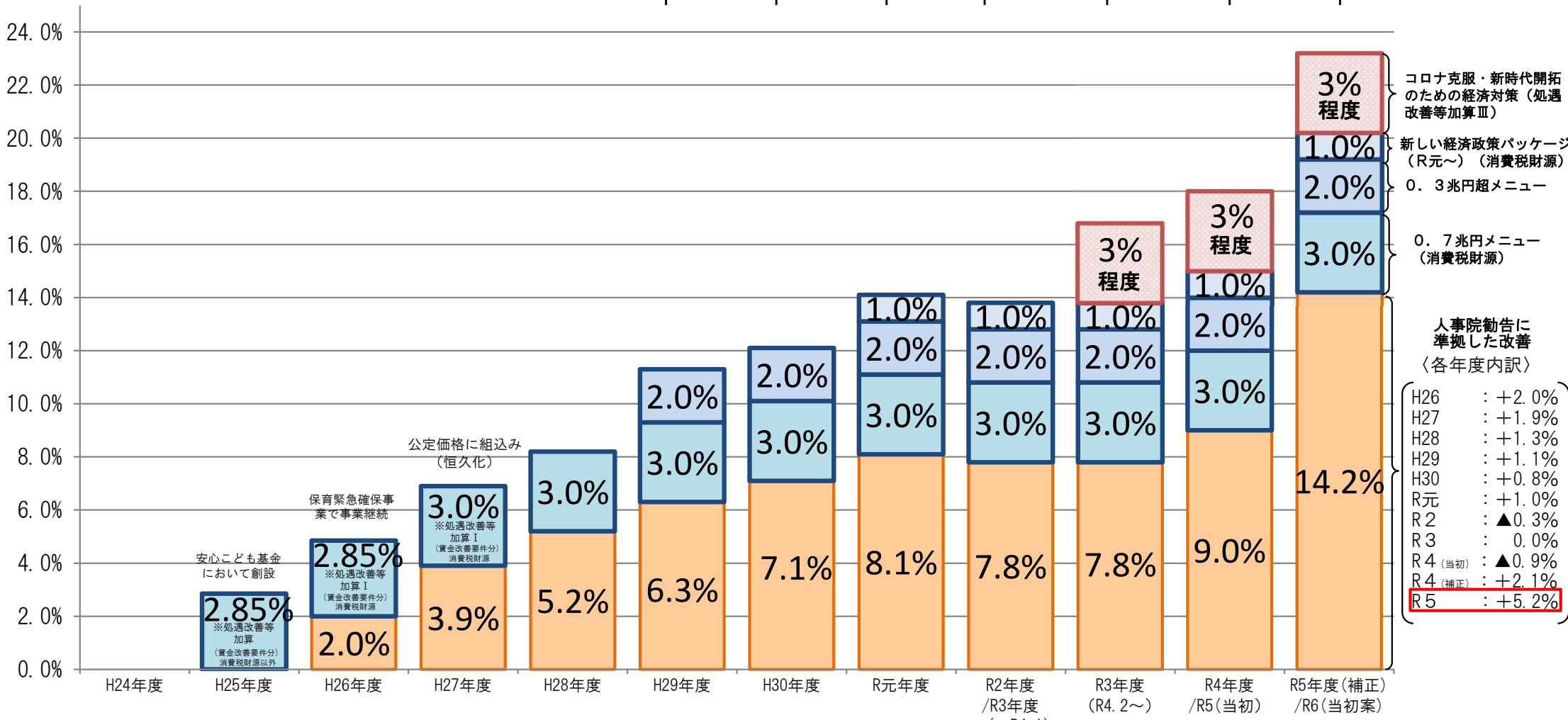
※事業主拠出金充当後の負担割合

保育士等の処遇改善の推移

+約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)	計 +約23% +最大4万円 (月額約7.5万円 +最大4万円)
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---

(改善率)

技能・経験に着目した更なる処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)



コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(処遇改善等加算Ⅲ)
 新しい経済政策パッケージ(R元～)(消費税財源)
 0.3兆円超メニュー
 0.7兆円メニュー(消費税財源)
 人事院勧告に準拠した改善(各年度内訳)
 H26 : +2.0%
 H27 : +1.9%
 H28 : +1.3%
 H29 : +1.1%
 H30 : +0.8%
 R元 : +1.0%
 R2 : ▲0.3%
 R3 : 0.0%
 R4(当初) : ▲0.9%
 R4(補正) : +2.1%
 R5 : +5.2%

※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施(恒久化)

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。




2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

【令和6年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,443,000円【拡充】（令和5年度：7,037,000円）

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

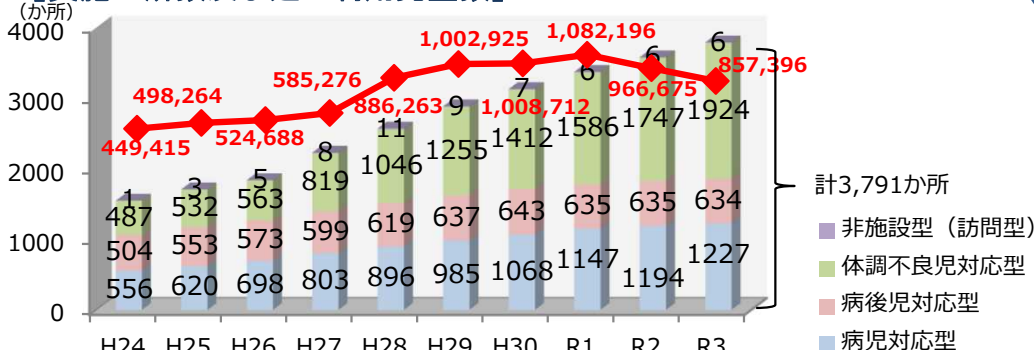
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和6年度より本格実施）

2.（1）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

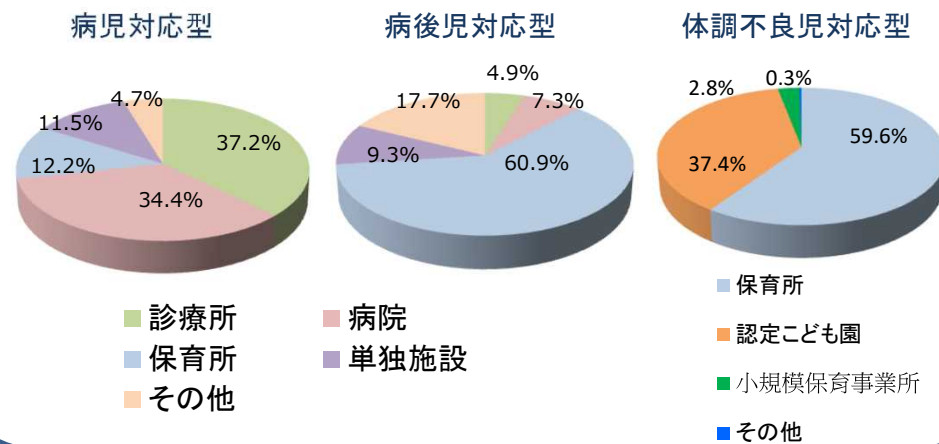
年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

【実施か所数及び延べ利用児童数】



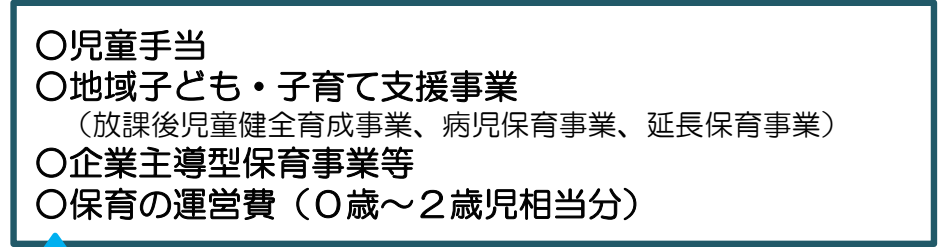
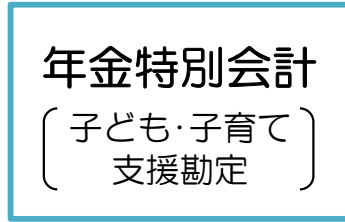
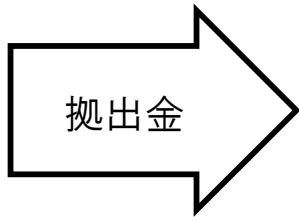
※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】



既定予算の活用（子ども・子育て拠出金（事業主拠出金））について

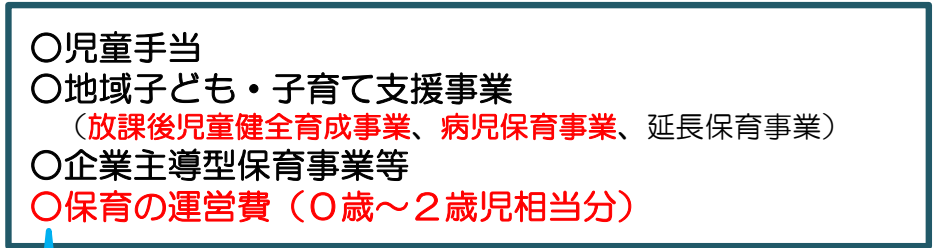
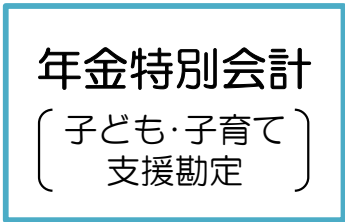
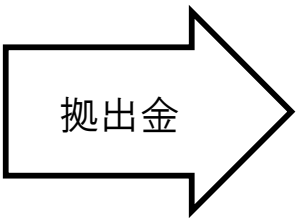
現行



- 拠出金の **上限** → **0.45%** (H30.4～) [法律]
- 拠出金の **適用率** → **0.36%** (R 2.4～) [政令]
 - 〔 **0.34%** (H31.4～) 〕
 - 〔 **0.29%** (H30.4～) 〕

・ 保育給付のうち、拠出金を充てられる上限割合：**1 / 5** [法律]

令和6年度



- 拠出金の **上限** → **0.40%** (R7.4～(予定)) [法律]
 - ※令和6年通常国会へ法案提出予定
- 拠出金の **適用率** → **0.36%** (R2.4～) [政令]

※こども未来戦略における既定予算の最大限の活用として、加速化プランの放課後児童健全育成事業・病児保育事業に係る改善、保育の運営費のうち人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分への充当を事業主拠出金により実施

・ 保育給付のうち、拠出金を充てられる上限割合：**11 / 50 (R7.4～(予定))** [法律]

※令和6年通常国会へ法案提出予定

(注) 実際に適用する拠出金率等については、事業主団体と協議の上、毎年度、予算編成過程で決定する。

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題

- ◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い

ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%）

- ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある

食料が買えない経験 ひとり親世帯 34.9%
子育て世帯 16.9%

- ◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。

- ◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる

母子世帯の母の年収中央値
208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年）

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮

- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い

加速化プランでの対応

こどもの貧困対策

●こどもの学習支援・生活支援の強化

- 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始



●こどもの生活支援の強化

- **子ども食堂や学び体験**などの場を増やす
- アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）



ひとり親家庭への支援

●ひとり親の就業支援・自立支援の強化

- **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充**



●児童扶養手当の拡充

- **所得制限の見直し**
 - ✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
 - ✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
 - **多子加算の増額**
 - ✓ **第3子以降の額** (6,250円)を第2子と同額(10,420円)に増額
- * R5年度の額。額は物価スライドによって変化。

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめぐりに利用可能**に



●養育費確保支援の強化

- 養育費の取り決め等の相談にのる**弁護士報酬への補助**

目指す姿

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられる

手に職をつけて、**安定的な収入**を得られる

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が**安定**する

養育費をしっかりと受け取れる**ひとり親家庭を増やす**

包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

課題

◆ どこに相談したらよいか分からない、相談したいけど躊躇してしまう

◆ 子育てをする中での困難や、予期せぬ妊娠をした方などに対応する支援策が少ない



◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない



◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要

◆ 一時保護や施設入所後も、こどもがより家庭的な環境で生活できることが重要

◆ 自立に向けたきめ細かな支援が必要

加速化プランでの対応

虐待の未然防止（プッシュ型・アウトリーチ型支援の強化）

●市町村の「こども家庭センター」の全国展開

- ▶ 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関（こども家庭センター）で必要な支援につなげる
- ▶ こども家庭センターに学校や保育所等との「つなぎ役」を配置



●子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援

- ▶ 子育てに困難を抱える家庭を訪問し、宅食などを通じて、支援につなげる
- ▶ 困難な状況にある妊産婦への包括的な支援（一時的な居住支援、食事の提供、相談・助言等）の実施



こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所（こども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施

●虐待・貧困等に苦しむ学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援の実施



児童虐待への支援現場の体制強化

●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備

●一時保護施設や児童養護施設等の環境改善

- ▶ 人員体制の充実やユニットケアの推進、学習支援の強化

●家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進

- ▶ 里親等支援や養子縁組支援の体制強化

●支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援

- ▶ 相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等の実施



目指す姿

待ちの姿勢から、予防的な関わりを強化し、子育て家庭やこども自身からのSOSを早期に把握・支援を届ける

支援の方法や種類を増やし、個々の困りごとに直接、手が届く支援を行う

困難を抱えるこども・若者が自ら選択しながら活用できる支援も用意

児童虐待等への相談支援を確実にを行う人材の確保・育成等を行い、こどもと家庭をしっかりと支援

こども・若者が個々の状況に応じて健やかに生活できる環境や、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題

- ◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につながらない
- ◆ 専門的な発達支援を受けたい

- ◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない

- ◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）

- ◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい
- ◆ いろいろなイベントにも参加したい

- ◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）

加速化プランでの対応

本人支援・家族支援の充実

●早期からの切れ目のない支援の推進

- 乳幼児健診、親子教室、保育所などの **身近な機会・場所での発達相談を充実**
- 支援 **人材の育成促進**により地域の障害児支援事業所の支援技術を向上

●医療的ケア児等の預かり環境の整備

- 医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に **預かる環境を整備**

●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

- 障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない **補装具費支給制度の所得制限を撤廃**

地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進

●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備

- 児童発達支援センターによる **専門人材の巡回支援**や **看護師等の配置促進**により、 **保育所等の受入体制を強化**
- 習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進

地域の支援体制の強化

●児童発達支援センター等の強化

- 地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化

目指す姿

様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**

休息やきょうだいと過ごす時間が**確保される**

こどもの**成長にあつた補装具**を使うことができる

保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場**で、**ともに過ごし・育つ**ことができる

全国どの地域でも、**必要な支援**が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

①所得制限の見直し

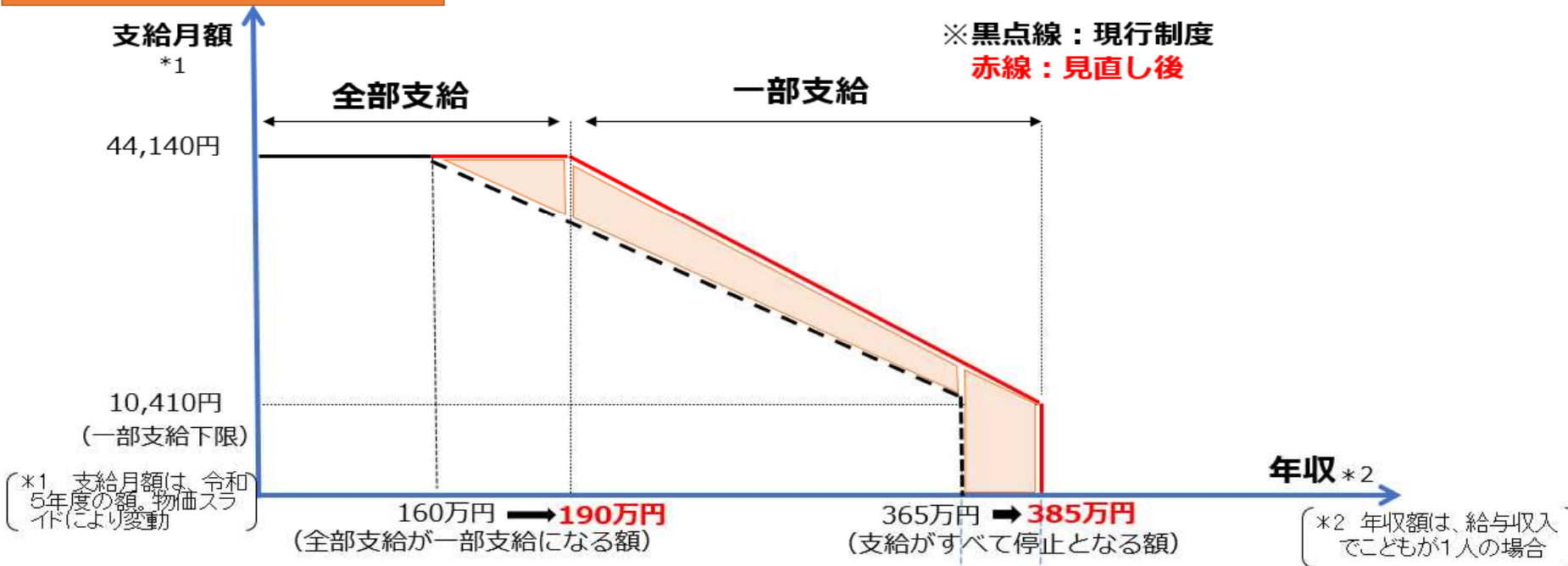
- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

②多子加算の見直し

- ・第3子以降の加算額（6,250円）を第2子の加算（10,420円）と同額まで引き上げる。 *加算額は、令和5年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

所得制限の見直し（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
(=児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめどに利用可能に**

(注) 対象となる就労支援事業

- ・ 自立支援プログラム
- ・ 高等職業訓練促進給付金
- ・ 自立支援教育訓練給付金
- ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

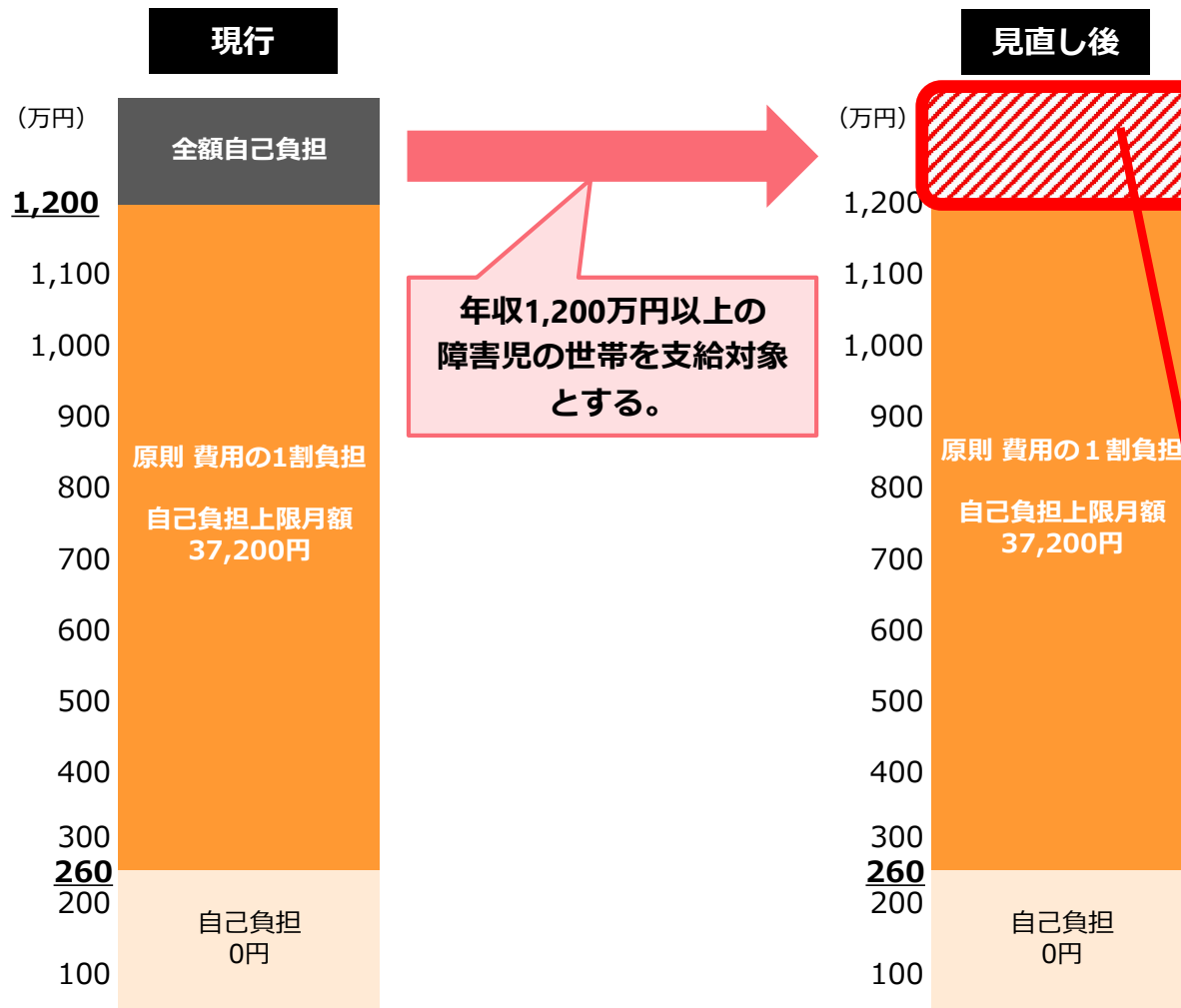
こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

○こどもの補装具については、**障害のあるこどもの身体機能を補完・代替**し、日常生活に欠かせないものであるとともに、**成長に応じて交換が必要なもの**であり、こどもの育ちのために必要。

○こどもの健やかな育ちを支える観点から、こどもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。

(厚生労働省予算で計上)

<収入額は、父母子1人のケース>



<障害児が使用する補装具の例> 車椅子



平均約30万円

これまで30万円程度の負担(※)を要していたが、**費用の1割(上限月額37,200円)の負担で購入可能**となる

(※) 車椅子だけでなく座位保持装置なども必要となる場合があり、これ以上の負担となるケースもある。